

県営住宅のグループホーム等への活用

県営住宅の空き住戸は、次の事業に活用することができます。
ご希望がある場合は、建築住宅課までご連絡ください。

※ご利用可能団地は、応募状況や入居状態によって変わります。

- | | | | | |
|---|-------|------------|----------|---|
| 1 | 児童向け | 自立援助ホーム | ファミリーホーム | |
| 2 | 高齢者向け | 認知症グループホーム | | |
| 3 | 障害者向け | グループホーム | | 他 |



県営住宅位置図

